○中部地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年中部地方整備局告示第五十一号名古屋都市計画及び尾張都市計画下水道事業新川流域下水道（新川西部処理区）

三　事業施行期間　自平成十八年三月二十四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画都市高速鉄道事業第〇―一号阪急電鉄京都線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成四十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府摂津市庄屋一丁目、千里丘東一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目並びに南千里丘地内

大阪府茨木市蔵垣内三丁目並びに丑寅二丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十四―二十九号阪急西一号線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成四十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府摂津市庄屋一丁目並びに千里丘東四丁目及び五丁目地内

使用の部分　大阪府摂津市千里丘東四丁目及び五丁目地内

○近畿地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十四―二十号阪急東一号線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成四十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府摂津市庄屋一丁目、千里丘東四丁目及び五丁目並びに南千里丘地内

使用の部分　大阪府摂津市千里丘東四丁目及び五丁目地内

○近畿地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十四―二十一号阪急西二号線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成四十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府摂津市千里丘東二丁目地内

使用の部分　大阪府摂津市千里丘東二丁目地内

○近畿地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十四―二十二号阪急東二号線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成四十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府摂津市香露園及び千里丘東二丁目地内

使用の部分　大阪府摂津市千里丘東二丁目地内

○近畿地方整備局告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業八・七・二百二十四―二十三号阪急遊歩道一号線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成四十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府摂津市千里丘東四丁目及び南千里丘地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業八・七・二百二十四―二十四号阪急遊歩道二号線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成四十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府摂津市南千里丘、香露園及び千里丘東三丁目地内

使用の部分　なし